

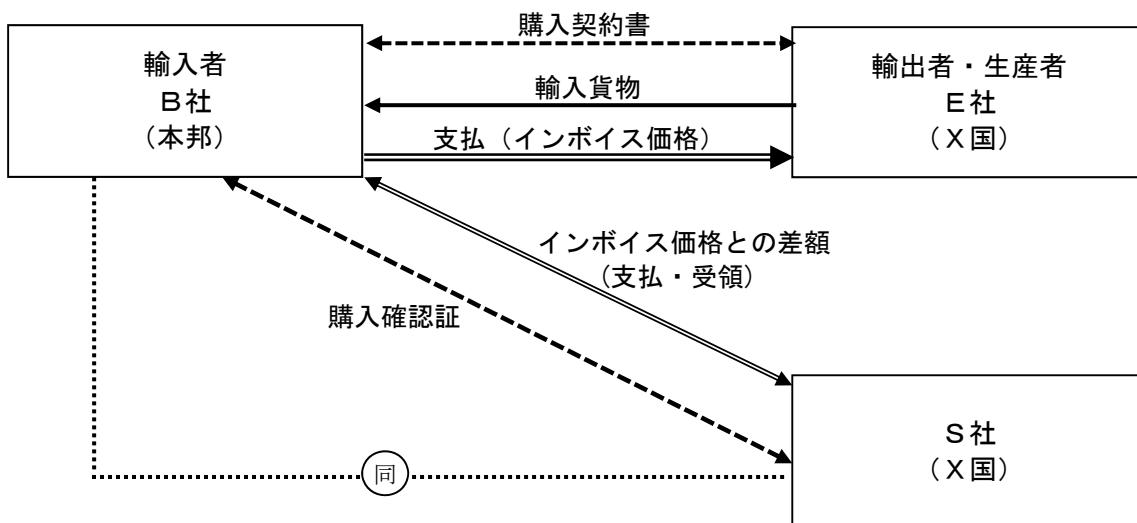
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

輸入取引の認定及び課税価格について

照会		
照会内容等	① 輸入貨物の品名	コーヒー（税表分類：第9類）
	② 照会の趣旨	輸入取引の認定及び課税価格の計算方法について照会するものです。
	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者との見解とその理由	別紙1のとおり。
	④ 関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項
	⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答		回答年月日	平成28年6月29日	回答者	横浜税関業務部首席関税評価官
回答内容		別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税關としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。			

1. 取引形態図



2. 取引の概要

(1) 本邦所在のB社（以下「輸入者」という。）は、特殊関係にないX国所在のE社（生産者）からFOB条件によりコーヒー（以下「本件輸入貨物」という。）を輸入しています。

(2) 当該輸入は、以前はX国所在のS社を輸出者として行っていましたが、輸入者が輸入する本件輸入貨物の一部において、輸出ライセンスを持つE社（生産者）を輸出者として行うこととなったものです。

なお、輸入者とS社は特殊関係にあります。

(3) 本件取引の流れは、以下の通りです：

まず、輸入者はS社との間で、品質、価格などの交渉を行い、「購入確認証」を締結し、本件輸入貨物を購入する。なお、両者間で取り決めた価格に特殊関係による影響はありません。

S社は、輸入者と購入確認証を締結する前後に、複数の生産者から貨物を買い付けます。購入確認証の締結後、S社は自らの在庫のうちどの貨物を輸入者宛の貨物とするかの割り振りを決定します。

割り振りの結果、輸出ライセンスを持つE社（生産者）（以下「輸出者」という。）から買い付けた本件輸入貨物を個別の輸入貨物に割り振ることになった場合、S社と輸出者との間で取り決めた価格により輸入者と輸出者の間で「購入契約書」が締結されます。当該購入契約書は、S社が作成して輸入者に送付し、輸入者及び輸出者がこれに署名するものです。

なお、購入契約書記載の価格について、輸入者は、S社から通知された価格により締結するものであり、輸入者と輸出者との間で取引価格を取決めることはできません。

(4) 本件輸入貨物を実際に輸入する段階において、輸入者はS社に対し船積指示を行うことで輸出の時期が決定します。S社が指示された情報を輸出者に伝達すると、輸出者は貨物の船積を行い、貨物が本邦に輸入されます。本件輸入貨物に係る運送については、輸入者とS社の間で連絡を取り、輸入者が手配するとともに海上運賃を船会社に支払っています。また、海上保険については、輸入者が付保し保険料を保険会社に支払い、保険金の受取人も輸入者となっています。

輸入申告において、輸入者は、輸出者との間で締結した購入契約書に基づいて輸出者が発行したインボイスに輸入者とS社との間で取決めた取引価格との差額を補正して、申告を行います。

(5) 貨物代金の決済については、インボイス金額をS社から通知された輸出者の口座あて送金しています。

また、輸入者とS社との間で取決めた取引価格とインボイス価格とを比べ、インボイス価格がS社との間の取引価格より低い場合にはその差額をS社に支払い、インボイス価格がS社との間の取引価格より高い場合にはS社から差額を回収します。

3. 関税評価に対する照会者の見解

本件輸入貨物の輸入については、S社との間で数量、価格、輸入の時期を取決めて「購入確認証」を締結していることから、輸入者とS社との取引が輸入貨物に係る輸入取引であり、輸入者が買手で、S社が売手であると考えます。また、課税価格は、輸入者とS社との間で取決めた「購入確認証」に基づく価格となり、輸出者発行のインボイスに基づく価格ではありません。

【回答内容】

輸入者とS社との間の売買が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、輸入者とS社が、それぞれ買手、売手となります。

本件輸入貨物の課税価格は、輸入者が輸出者に支払った価格に、輸入者がS社に支払う額を加算又はS社から受領する額を控除し、さらに輸入者が負担する運賃及び保険料の額を合計したものとなります。

【理由】

1. 関係法令等

関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項本文において、輸入貨物の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。

また、法基本通達（以下「通達」という。）4-1(1)において、輸入取引とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当するとされています。そして、通達4-1(2)においては、貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の取引が行われている場合には、現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買が「輸入取引」となるとされています。

さらに、通達4-1(3)において、輸入取引における売手及び買手とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者であるとされており、具体的には、買手及び売手とは、自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者とするとされています。

2. 検討

(1) 輸入者と輸出者との間の契約について

本件輸入に関して、輸入者と輸出者との間で購入契約書を締結しており、これに基づいて輸入貨物のインボイスが作成された上で貨物が輸入され、また輸入者はインボイスに記載された金額を輸出者に対して支払います。

当該購入契約書は、輸入者とS社との間で既に売買契約が成立しているコーヒーのうち、S社が一般輸出者から買い付けたものを輸入者が輸入する貨物として割振り、当該割振った貨物を輸入するに際し、S社が輸入者に対しその貨物の価格を通知するために、S社によって作成されます。このため、輸入者と輸出者との間の購入契約書により貨物の品質・数量等を取り決めているという事実はありません。

また、輸入者が、S社が輸出者から買い付けた本件輸入貨物を輸入するに際しては、輸入者がS社に船積指示を出し、その指示を受けたS社が輸出者に貨物の出荷を指示し、その指示を受けた輸出者

が貨物の船積を行います。このため、輸入者と輸出者との間の購入契約書により貨物が実際に輸入されることとなるとは認められません。

以上の事実を考慮すると、輸入者と輸出者との間の契約は、現実に貨物を輸入することとなる売買であるとは認められません。

(2) 輸入者とS社との間の契約について

輸入者は、S社との間で輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決めます。そして、両者間で取決めた条件に基づき購入確認証が作成され、売買契約が成立します。

S社は、輸入者との間の売買契約が成立する前後に、複数の生産者から買い付けます。そして、自らが買い付けた在庫から、どの在庫を当該売買契約に基づく輸入貨物に割り振るかを決定し、割り振りの結果、輸出者からの貨物が本邦に輸入されることになります。

具体的な貨物の輸入に際しては、輸入者がS社に船積指示を出すことで輸出時期が決定し、これを受けてS社が輸出者に貨物の出荷を指示、そして輸出者が貨物の船積を行い、本件輸入貨物が本邦に輸入されます。本件輸入貨物に係る運送の手配は、輸入者とS社の間で連絡を取った上で、輸入者が手配しています。

代金の支払について、輸入者は、貨物代金の支払先としてS社が通知した輸出者の口座宛に、インボイスに記載された金額を支払います。そして、インボイス価格とS社との間で取り決めた取引価格が異なることから、その差額についてS社に対し支払またはS社から受領します。

以上の事実を考慮すると、輸入者とS社との間の契約は、本邦に拠点を有する輸入者を買手とし、本件輸入貨物を本邦に到着させることを目的としてS社との間で行われている売買であり、現実に貨物が本邦に到着することになった売買、すなわち法第4条第1項に規定する「輸入取引」であると認められます。

3. 本件輸入貨物の課税価格について

本件輸入貨物は、輸入者を買手、S社を売手とする輸入取引により輸入されたものと認められるところから、法第4条第1項本文の規定により、当該輸入取引に関し買手である輸入者が売手であるS社に対し又はS社のために、輸入貨物につき現実に支払ったまたは支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格が課税価格となります。

具体的には、輸入者が輸出者に対し支払う価格（輸入時インボイスに記載される価格）にS社に対し輸入者が支払う額を加算又はS社から受領する額を控除し、さらに輸入者が負担する運賃及び保険料の額を合計したものが課税価格となります。